

## 小樽市市政アンケートモニター設置要綱

### （設置）

**第1条** 市政の課題等について、市民の意見等を把握し、今後の施策に反映させるため、小樽市市政アンケートモニター（以下「モニター」という。）を設置する。

### （活動内容等）

**第2条** モニターの活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市が実施するアンケート（以下「アンケート」という。）に、電子申請システム「Logo フォーム」を利用して回答すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

2 前項に定めるモニターの活動に要する費用は、全てモニターの負担とする。

### （資格）

**第3条** モニターは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住民登録があること。
- (2) モニターを募集する年度の4月1日現在、18歳以上であること。
- (3) インターネットが利用できる環境にあること。
- (4) 小樽市職員又は小樽市議会議員でないこと。

### （任期）

**第4条** モニターの任期は、登録した日（以下「登録日」という。）から登録日の属する年度の末日（3月31日）までとする。

### （応募及び登録）

**第5条** モニターに応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、電子申請システム「Logo フォーム」の申請フォームから、次に掲げる事項（以下「登録情報」という。）を入力するものとする。

- (1) 氏名（フリガナ）
- (2) 住所
- (3) 生年月日
- (4) 性別
- (5) 電話番号
- (6) メールアドレス

2 市長は、前項の規定による応募があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、応募者をモニターとして登録するとともに、メールで登録が完了した旨を通知するものとする。

### （登録情報の変更）

**第6条** モニターは、登録情報に変更が生じたときは、速やかにその変更内容を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに登録情報を変更するものとする。

#### (アンケートへの回答)

**第7条** モニターは、市が電子メールにより発信するアンケートの依頼に基づき、回答期限内に市の公式ホームページに掲載された指定入力フォームに回答その他必要事項を入力するものとする。

2 市から発信するアンケートの依頼及びアンケートへの回答は、日本語で行うものとする。

3 市長は、アンケートの内容に応じて、回答を依頼するモニターの対象の制限を行い、又は回答の受付を先着順で締め切ることができるものとする。この場合において、当該モニターに不利益又は損害が生じても、市は、その責任を負わないものとする。

4 市が依頼したアンケートに関する個別の問合せ、アンケートの回答内容等について、市の応答義務はないものとする。

#### (退会)

**第8条** モニターは、任期中にモニターを退会しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

#### (モニター登録の抹消)

**第9条** 市長は、モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、モニターの登録を抹消するものとする。

(1) 任期が満了したとき。

(2) 第3条に定める資格の要件に該当しなくなったとき。

(3) 前条の規定による退会の届出があったとき。

(4) 次条に定める禁止行為を行ったとき。

(5) アンケートに1年以上回答しないとき。

(6) 登録されたメールアドレスにメールが到達しなくなったとき。

(7) 前各号のほか、市長が登録抹消の必要があると認めたとき。

2 前項の規定によりモニターの登録を抹消された者は、第11条の規定による謝礼を受ける権利その他モニターが本制度で保有する全ての権利を失うものとする。

#### (禁止事項)

**第10条** モニターは、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 公序良俗に反する行為

(2) 法令に反する行為

(3) 他のモニター又は第三者を誹謗中傷する行為

(4) 他のモニター又は第三者に不利益を与える行為

(5) アンケートに対し、虚偽の内容を回答する行為

(6) 重複登録、他人になりすましての登録等、不正なモニター登録行為

(7) 前2号のほか、この要綱に基づくモニター制度の運営を妨害する行為

(8) その他市長が不適切と認める行為

2 市長は、前項各号の行為に起因して第三者に損害が生じた場合においては、当該損害に対する一切の責任を負わないものとする。

(謝礼)

第 1 1 条 市長は、モニターに対し、予算の範囲内で謝礼を支給することができる。

2 謝礼の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(回答内容の取扱い)

第 1 2 条 市長は、アンケートの回答内容について、市の施策に反映させる資料として活用し、必要に応じてホームページ等で公開することができる。

2 市長は、前項の規定による公開を行うに当たっては、事前にモニターに承諾を得ることを要しないものとする。

(個人情報の取扱い)

第 1 3 条 市長は、モニターの登録情報及びアンケートの実施により得た情報を、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）の規定に基づき適正に取り扱い、及び管理するものとし、市政運営の参考のための集計及び分析以外の目的でこれを利用してはならない。

2 市長は、この要綱の規定に基づきモニターの登録を抹消したときは、当該モニターに係る登録情報を削除しなければならない。

(内容の変更等)

第 1 4 条 市長は、予告なしに本制度の内容の全部又は一部を変更し、停止し、又は廃止することができる。

(庶務)

第 1 5 条 モニターに関する庶務は、総合政策部企画政策室において行う。

(免責事項)

第 1 6 条 モニターが、登録したメールアドレスと異なるメールアドレスでアンケートの送受信を行ったことにより、自身に不利益又は損害が発生した場合において、市は、その責任を一切負わないものとする。

2 モニターが、自身がモニターとして活動していること又は当該活動を通して得た情報を第三者に発信したことにより、自身に不利益又は損害が発生した場合において、市は、その責任を一切負わないものとする。

3 市からモニターに対して発信された電子メール又はモニターから市に対して発信された電子メールの不到達により、モニターに不利益又は損害が発生しても、その原因及び理由を問わず、市はその責任を一切負わないものとする。

(その他)

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか、モニターに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 0 日から施行する。